

宇治市観光振興計画推進委員会設置要項

(目的及び設置)

第1条 宇治市観光振興計画（以下「振興計画」という。）を推進するため、宇治市観光振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(担任事務)

第2条 委員会の担任事務は、振興計画の推進に関することとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員 11 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、観光関係者、茶業関係者及び行政関係者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。
- 3 委員の任期は、4年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(代理出席)

第6条 委員はやむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業地域振興部観光振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要項は、平成25年10月28日から施行する。

平成31年4月1日改正